

# 桑名市建築基準法第43条第2項第1号認定及び第2号許可に係る変更取扱要領

平成31年3月26日

建築審査会承認

## 第1. 目的

この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項の規定に基づき認定又は許可した建築物（以下「認定・許可建築物」という。）の変更の取扱いについて、適確かつ効率的な運用を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

## 第2. 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空地等 法第43条第2項の規定に基づく認定若しくは許可を受けた道、私道、通路及び空地をいう。
  - (2) 許可審査基準 建築基準法施行規則（昭和25年省令第40号）第10条の3の規定による基準をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要領において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

## 第3. 適用の範囲

法第43条第2項の規定に基づき認定又は許可を受けた者（以下「申請者」という。）は、認定・許可建築物に計画の変更が生じ、当該変更の内容が次の各号のいずれかに該当する場合、変更後の計画について改めて特定行政庁の認定又は許可を受けなければならない。

- (1) 空地等の位置又は形状の変更（空地等の部分の筆数が増加しないもの、土地所有者の変更がない等、許可審査基準を満たしていることが明らかな場合を除く。）
  - (2) 建築物の位置の変更が1mを超えるもの
  - (3) 建築物の高さの変更が1mを超えるもの
  - (4) 敷地面積が減少する部分の合計の面積が1割を超える敷地形状の変更
  - (5) 建築物の建築面積が10㎡を超えて増加する変更
  - (6) 建築物の延べ面積が10㎡を超えて増加する変更
  - (7) 建築物の棟数が増加する変更
  - (8) 建築物の階数が増加する変更
  - (9) 建築物の用途の変更
- 2 この要領は、法第7条第5項又は法第18条第18項の規定による検査済証が交付された後は適用しない。

## 附 則

この基準は、平成31年3月26日から施行する。